

正誤表

「全国がん登録 情報の提供マニュアル第5版」

頁	該当箇所	修正内容	
		誤	正
16	3. 申出に対する審査の基本的な考え方	個々の申出については、「第 8-2 申出文書に記載を要する事項」ごとに、以下の「 <u>表 申出に対する審査の基本的な考え方及び窓口組織による形式点検事項</u> 」に基づき窓口組織が形式の点検を行い、(以下略)	個々の申出については、「第 8-2 申出文書に記載を要する事項」ごとに、 <u>様式例第 2-1 号又は 2-2 号の別紙 1 を用いて</u> 窓口組織が形式の点検を行い、(以下略)
23	第 14 不適切利用への対応	利用者は、法の <u>規程</u> により提供を受けた情報の管理、利用及び提供、保有、秘密保持義務等について、不適切な行為を行った場合には、罰則が適用される(法第 25 条から第 34 条まで及び法第 52 条から第 60 条まで)。	利用者は、法の <u>規定</u> により提供を受けた情報の管理、利用及び提供、保有、秘密保持義務等について、不適切な行為を行った場合には、罰則が適用される(法第 25 条から第 34 条まで及び法第 52 条から第 60 条まで)。